

新潟県選挙管理委員会規程第15号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月 9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所 在 地	市区町村名	病院の名称	所 在 地
(略)			(略)		
長岡市	(略) <u>立川総合病院</u> (略)	(略) <u>長岡市上条町字谷内561番地1</u> (略)	長岡市	(略) <u>立川総合病院</u> (略)	(略) <u>長岡市神田町三丁目2-11</u> (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。